消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整備に 関する条例

(大磯町立ふれあい会館条例の一部改正)

第1条 大磯町立ふれあい会館条例(昭和59年大磯町条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第5条関係)

大磯町立ふれあい会館集会室等使用料

区分		使用料(1時間につき)
教養娯楽室(和室)	町内	320円
	町外	630円
第一集会室	町内	320円
	町外	630円
第二集会室	町内	320円
	町外	630円
第三集会室(和室)	町内	320円
	町外	630円
大集会室	町内	530円
	町外	1,050円

(大磯町世代交流センターさざんか荘条例の一部改正)

第2条 大磯町世代交流センターさざんか荘条例(平成16年大磯町条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 (第6条関係)

区分			使用料	
老人福祉センター	老人福祉センター 大集会室		1時間につき	530円
		町外	1時間につき	1,050円
	第1娯楽室	町内	1時間につき	210円
			1時間につき	420円
	第2娯楽室		1時間につき	210円
			1時間につき	420円
会議室	町内	1時間につき	210円	
		町外	1時間につき	420円

	浴室	大人	町内	1人1回につき	210円
			町外	1人1回につき	310円
		子ども又に	は障がい者	1人1回につき	110円
岩田孝八記念室内競	技場		町内	1時間につき	840円
			町外	1時間につき	1,680円

(大磯町横溝千鶴子記念障害福祉センター条例の一部改正)

第3条 大磯町横溝千鶴子記念障害福祉センター条例(平成14年大磯町条例第31号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 (第5条関係)

会議室等使用料

区分		使用料(1時間につき)
会議室1	町内	210円
	町外	420円
会議室2	町内	210円
	町外	420円
デイルーム	町内	530円
	町外	1,050円

(大磯町立福祉センターの設置及び管理等に関する条例の一部改正)

第4条 大磯町立福祉センターの設置及び管理等に関する条例(平成6年大磯町条例第4 号)の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2 (第23条関係)

相談室等利用料金

区分		利用料金(1時間につき)
第1相談室	町内	210円
	町外	420円
第2相談室	町内	210円
	町外	420円
レクリエーション室	町内	530円
	町外	1,050円

(大磯町横溝千鶴子記念子育て支援総合センター条例の一部改正)

第5条 大磯町横溝千鶴子記念子育て支援総合センター条例(平成22年大磯町条例第11号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「300円」を「320円」に改める。

(大磯町立武道館条例の一部改正)

第6条 大磯町立武道館条例(昭和49年大磯町条例第12号)の一部を次のように改正する。 別表を次のように改める。

別表 (第10条関係)

武道館使用料

(1時間につき)

	区分	武道に使用	武道以外に使用
柔道場	町内	210円	530円
	町外	420円	1,050円
剣道場	町内	210円	530円
	町外	420円	1,050円

(大磯町立学校屋外運動場夜間照明施設使用条例の一部改正)

第7条 大磯町立学校屋外運動場夜間照明施設使用条例(昭和56年大磯町条例第21号)の 一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 (第4条関係)

区分	使用料の額
A (1回につき)	5, 240円
B (1回につき)	2,100円

備考

- 1 1回の使用時間は、2時間30分とする。
- 2 テニスコート、バレーコートを使用する料金は区分Bによる。
- 3 区分Aに係る使用料の額は、同一時間帯内に区分Bに係るコートが使用される場合に限り、3,150円とする。

(大磯町都市公園条例の一部改正)

- 第8条 大磯町都市公園条例(昭和49年大磯町条例第18号)の一部を次のように改正する。 別表第2第3項及び別表第3を次のように改める。
 - 3 第10条第1項第3号の場合の使用料

行為の種類	単位	金額
露店	1平方メートル	60円
	1日につき	
行商	1日につき	110円
常時業として行う写真撮影	撮影機(写真機)1台1月につき	1,000円
臨時に会費を徴収して写真コンテス	1日につき	1,050円
ト撮影会を行うとき		
業として行う映画の撮影又は興行	1日につき	2, 100円
競技会、展示会その他これらに類す	1平方メートル	2円

別表第3 (第5条の13、第5条の19関係)

有料公園施設の利用料金の上限額

名称		区分		単位	金額
大磯運動公園	テニスコート		町内	1時間1面につき	630円
			町外		1,260円
	テニスコート!	照明設備		1時間1面につき	840円
	野球場		町内	1時間につき	2,100円
			町外		4,200円
	野球場照明	全点灯		1時間につき	4,200円
	設備	2分の1点	灯	1時間につき	2,100円
	多目的広場	半面専用	町内	1時間につき	840円
		利用	町外		1,680円
		1 面専用	町内	1時間につき	1,680円
		利用	町外		3,360円
	温水シャワー			1回につき	110円

備考

- 1 町内とは、本町に住所を有する者が代表者である団体をいい、町外とは、本町に住所を有しない者が代表者である団体をいう。
- 2 専用利用とは利用者が広場を専用して利用することをいう。
- 3 利用者が営利を目的としないが入場料等を徴収する場合又は営利目的とするが 入場料を徴収しない場合は、規定の料金の10倍に相当する額とする。
- 4 利用者が営利を目的として利用し、かつ、入場料等を徴収する場合は、規定の利用料金の30倍に相当する額とする。

(ポートハウスてるがさきの設置、管理等に関する条例の一部改正)

第9条 ポートハウスてるがさきの設置、管理等に関する条例(平成27年大磯町条例第27号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項第1号の表を次のように改める。

利用施設	区分	使月	使用料	
个小门心心	四刀	個人	団体(10人以上)	
照ヶ崎プール	町内	310円	210円	
管理休憩棟温水シャワー	町外	410円	310円	

備考

- 1 中学生以下の者は、無料とする。
- 2 町内とは本町に住所を有する者をいい、町外とは本町に住所を有しない者をいう。

3 団体の使用料に係る町内及び町外の適用については、個人ごとに行う。

第7条第2項第2号の表を次のように改める。

利用施設	使用料
管理休憩棟温水シャワー	210円

備考 小学校就学前の者は、無料とする。

第18条第2項第1号の表を次のように改める。

	区分		利用料金		
利用施設			/IEI /	団体	
		個人 (10人)		(10人以上)	
	+ 1	町内	310円	210円	
照ヶ崎プール	大人	町外	410円	310円	
管理休憩棟温水シャワー	小人	町内	無料	無料	
	(小・中学生)	町外	210円	160円	

備考

- 1 小学校就学前の者は、無料とする。
- 2 町内とは本町に住所を有する者をいい、町外とは本町に住所を有しない者をいう。
- 3 団体の利用料金に係る町内及び町外の適用については、個人ごとに行う。

第18条第2項第2号の表を次のように改める。

利用施設	利用料金
管理休憩棟温水シャワー	210円

備考 小学校就学前の者は、無料とする。

(鴫立庵の設置、管理等に関する条例の一部改正)

第10条 鴫立庵の設置、管理等に関する条例(昭和62年大磯町条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1 (第15条関係)

施設の利用に係る料金の上限額

区分	単位	金額
句会、講演会、講座等	1時間	町内 310円
		町外 620円
展示、展覧会等	1 目	町内 2,040円
		町外 4,080円

備考

1 町内とは本町に住所を有する者が代表者である団体をいい、町外とは本町に住 所を有しない者が代表者である団体をいう。

- 2 施設利用者が営利を目的として利用する場合は、上記の金額の10倍に相当する額を上限額とする。
- 3 町長が鴫立庵の管理運営を行うときは、上記の金額を使用料として徴収する。 別表第2 (第15条関係)

入庵に係る料金の上限額

区分	金額(1人当たり)		
卢 刀	個人	団体(20人以上)	
大人	510円	410円	
小人(小・中学生)	260円	210円	

備考

- 1 小学生未満は、無料とする。
- 2 町長が鴫立庵の管理運営を行うときは、別表第3に定める金額を入庵料として 徴収する。

別表第3(別表第2関係)

入庵料

区分		金額(1人当たり)		
<u></u>		個人	団体(20人以上)	
大人	町内	110円	90円	
	町外	210円	170円	
小人(小・中学生)	町内	60円	50円	
	町外	110円	90円	

備考

- 1 町内とは本町に住所を有する者をいい、町外とは本町に住所を有しない者をいう。
- 2 団体の入庵料に係る町内及び町外の適用については、個人ごとに行う。

(大磯町公立学校使用条例の一部改正)

第11条 大磯町公立学校使用条例(昭和30年大磯町条例第26号)の一部を次のように改正する。

別表を次のとおり改める。

別表 (第3条関係)

1 €□(自午	前8時	//- 888	自午	後5時	日太明	自	午前8時
種別	昼間	至午	後5時	夜間	至午	後10時	昼夜間	至	午後10時
講堂	町内居	住者	530円	町内周	居住者	740円	町内居	住す	對1,260円
	町外	<i>"</i> 1	,050円	町外	<i>"</i> 1	,260円	町外	IJ	2,310円
その他の教室	町内居	住者	320円	町内居	居住者	530円	町内居	住す	省 840円
(1室に付)	町外]]	630円	町外	IJ	840円	町外	"	1,470円

校庭	町内居住者	320円	町内居住者	530円	町内居住者	840円
	町外 "	630円	町外 #	840円	町外 "	1,470円

ただし、電話使用の場合は別に実費を納付する。

(大磯町立図書館の設置、管理等に関する条例の一部改正)

第12条 大磯町立図書館の設置、管理等に関する条例(昭和58年大磯町条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第5条関係)

会議室等使用料

区分		使用料(1時間につき)
会議室	町内	530円
	町外	1,050円
小会議室	町内	320円
	町外	630円
和室	町内	320円
	町外	630円

区分		使用料(1日につき)
展示コーナー	町内	2,100円
	町外	4,200円

(大磯町郷土資料館条例の一部改正)

第13条 大磯町郷土資料館条例 (平成28年大磯町条例第20号) の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第8条関係)

1 本館

区分	観覧料(1人につき)
常設展	無料
企画展	特に必要と認めるとき510円以内において教育委員会がその都度定める額

2 別館

	区分	観覧料(1人につき)
個人	大人	510円
	中学生・高校生	210円
20人以上の団体	大人	460円
	中学生・高校生	160円
障がい者手帳の提示が	あった場合、障がい者と	無料

(備考)

「障がい者」とは、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害との判定を受けた者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。

別表第2(第9条関係)

1 研修室

	区分	使用料(1時間につき)
本館研修室	町内団体	510円
	町外団体	1,020円
別館研修室		310円

2 展示施設

区分	使用料(1日につき)
本館廻廊	30, 560円
別館展示・休憩室	6, 120円

3 その他の施設

区分		使用料	
別館全館	1日につき	122, 230円	
	1時間につき	18, 340円	
別館食堂	1日につき	20, 380円	
	1時間につき	3,060円	
別館和室	1日につき	17, 320円	
	1時間につき	2,550円	
別館金の間	1日につき	14, 260円	
	1時間につき	2,040円	

(大磯町生涯学習館条例の一部改正)

第14条 大磯町生涯学習館条例(平成10年大磯町条例第22号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 (第5条関係)

研修室等使用料

区分		使用料(1時間につき)
研修室	町内	530円

1		
	町外	1,050円
集会室	町内	530円
	町外	1,050円
講習室	町内	320円
	町外	630円

(大磯町駐車場使用料条例の一部改正)

第15条 大磯町駐車場使用料条例(平成21年大磯町条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第7条関係)

種別	使用料(1回につき)	
普通自動車 小型自動車 軽自動車	320	円
バス マイクロバス	630	円

備考

- 1 「普通自動車」とは、省令別表第1に規定する普通自動車のうち貨物の運送の用に供する普通自動車及び人の運送の用に供する乗車定員11人以上の普通自動車を除いたものをいう。
- 2 「小型自動車」とは、省令別表第1に規定する小型自動車のうち二輪自動車を除いたものをいう。
- 3 「軽自動車」とは、省令別表第1に規定する軽自動車のうち二輪自動車を除いた ものをいう。
- 4 「バス」とは、省令別表第1に規定する普通自動車のうち人の運送の用に供する 乗車定員30人以上のものをいう。
- 5 「マイクロバス」とは、省令別表第1に規定する普通自動車のうち人の運送の用 に供する乗車定員11人以上29人以下のものをいう。

(大磯町営自転車等駐車場条例の一部改正)

第16条 大磯町営自転車等駐車場条例(平成5年大磯町条例第15号)の一部を次のように 改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第5条関係)

区分	駐車料		
	常時駐車(月額)	随時駐車(1回)	

自転車	1,580円	120円
原動機付自転車	2,630円	230円
普通自動二輪車(総排気量が0.125リットル	3,680円	2200
以下のものに限る。)		330円

(大磯町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

第17条 大磯町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年大磯町条例第4号)の一部 を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第12条関係)

種別	取扱区分		手数料
し尿	定額料金	一般家庭及びこれに準	世帯割
	, = .,, , , ==	ずるものから排出される	1 世帯につき 190円
		もので、世帯及び人員に	人数割
		よるもの	1人につき 170円
	従量料金	一般家庭及びこれに準	1リットルにつき 8円
	(定額によるこ	ずるものから排出される	
	とが不適当と認	もので従量によるもの	
	められるもの)	上記以外のもの	1リットルにつき 11円
動物の死体			町が指定する処理施設へ
			搬入する場合 1体につ
			き 2,620円
			町が収集運搬する場合
			1体につき 3,150円
特定家庭用	運搬料金	特定家庭用機器再商品	1個につき 2,100円
機器廃棄物		化法(平成10年法律第97	
		号) に定める料金を支払	
		ったもので、かつ、同法	
		に定める指定引取場所へ	
		町が運搬するとき。	
上記以外の	搬入料金	事業活動及びこれに準	10キログラムにつき
一般廃棄物		ずるものから排出される	240円
		もので、町が指定する処	
		理施設へ搬入するとき。	
		一般家庭及びこれに準ず	10キログラムにつき
		るものから排出されるも	110円
		ので、町が指定する処理	

	施設へ搬入するとき。	
収集運搬料金	一般家庭及びこれに準	10キログラムにつき
	ずるものから排出される	160円
	もので、臨時に町が収集	
	運搬するとき。	
	一般家庭及びこれに準	1個につき 530円
	ずるものから排出される	
	規則で定める粗大ごみ	
	で、町が収集運搬すると	
	き。	

備考

- 1 し尿の手数料を徴収するものについて、月の途中で異動を生じた場合等の取扱いは、次のとおりとする。
 - イ 月の中途で、世帯人員に異動を生じた場合、その月の処理手数料は、当該月 の初日(月の中途から収集申込みをしたときは、当該申込日の翌月)現在の人 数により、徴収するものとする。
- 2 し尿及び動物の死体以外の一般廃棄物の手数料を算出する基礎となる数量が10 キログラム未満のとき、又はその数量に10キログラム未満の端数があるときは、 その数量を10キログラムとして計算する。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日 (以下「施行日」という。)から施行する。 (経過措置)
- 2 この条例による改正後の規定は、施行日以後に行う施設の使用等に係る使用料、利用料金、観覧料及び手数料(以下「使用料等」という。)について適用し、施行日前に行った施設の使用等については、なお従前の例による。

(準備行為)

3 この条例の改正後の規定による使用料等の徴収その他の必要な手続及び行為は、施行 目前においても行うことができる。

令和元年12月3日提出

大磯町長 中 崎 久 雄